

障害福祉人材確保支援

障害福祉人材確保及び業務改善支援事業

人材の確保及び障害福祉職員の職場定着に向けて行う業務改善または職場環境整備等に資する取組に助成します。【令和6・7年度の2年間限り】

対象経費

- 人材確保・職場定着に向けた就業規則または福利厚生の見直し、社員教育または研修の実施、人事評価制度の構築等に係るコンサルティングを専門業者に委託する費用
 - 新規採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に委託する費用
- ※それぞれ1回申請可

補助金額

対象経費の2/3（上限50万円）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます

※消費税は対象経費に含みません

※他の補助事業の対象となっている場合は、補助対象外とします

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 申請日時点において市内に指定障害福祉事業所を開設している法人
- 法人登録のある市区町村において納付期限の到来した市区町村税を完納している者
- 魚沼市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に該当しない者

申請書類

障害福祉人材確保及び業務改善支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の①～③の書類を添付して提出してください（様式は市ホームページからダウンロード可能）。

- 事業を実施しようとすることを確認できる書類等の写し
- 市区町村税の納税証明書（税務情報を照会できない場合のみ）
- その他市長が必要と認めるもの

補助金の交付

障害福祉人材確保及び業務改善支援事業補助金実績報告書（様式第6号）の提出を受けて、補助金を交付します。

※実績報告書は、交付決定を受けた年度内に提出する必要があります

変更等の手続き

決定を受けた補助対象事業の内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ障害福祉人材確保及び業務改善支援事業変更等承認申請書（様式第4号）の提出が必要です。

補助金の返還

補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為などがあったときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消し返還を求めることがあります。